平成２９年（フ）第２３号
大阪市平野区長吉長原西４丁目２番64―408号、前住所大阪府八尾市植松町５丁目13番15号
債務者　谷村十九子
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４５号
大阪市都島区都島本通４丁目22番12号　カトウビル　401号
債務者　平山久恵こと　ＬＥＥ　ＫＯＯ　ＨＡＥ　李　　久恵
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４７３号
大阪府東大阪市吉田１丁目３番11号　メゾン花園　103号
債務者　中井キヌエ
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５３７号
大阪市東淀川区豊新２丁目11番30―505号
債務者　田崎　幹生
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６０２号
大阪市平野区長吉長原西３丁目９番１―702号
債務者　髙橋　智恵
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６０５号
大阪市東淀川区大桐１丁目16番２号
債務者　藤本　裕子
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６３８号
大阪市生野区田島３丁目８番24号サクラコーポ　302
債務者　福本　友枝
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６８４号
大阪市旭区中宮５丁目５番９号　コーポ寺岡209号
債務者　野口　　博
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２９号
北九州市門司区上二十町９番15―302号
債務者　坂口かおり
1　決定年月日時　平成29年２月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第４８号
北九州市八幡西区竹末２丁目６番25号（サンアネックス102号）
債務者　丸小野康臣
1　決定年月日時　平成29年２月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第５７号
北九州市小倉北区上富野３丁目13番８―401号
債務者　鳥越　康乃（旧姓楠本）
1　決定年月日時　平成29年２月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第５９号
北九州市小倉北区篠崎２丁目５番11―402号
債務者　竹下　信子
1　決定年月日時　平成29年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第６０号
北九州市小倉北区篠崎２丁目５番11―405号
債務者　竹下　朋美
1　決定年月日時　平成29年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第６５号
北九州市小倉北区砂津１丁目10番22―103号
債務者　中村　勝弘
1　決定年月日時　平成29年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１５３６号
さいたま市浦和区岸町４丁目24番４号
債務者　埴原　正代
1　決定年月日時　平成29年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１６４０号
埼玉県川口市大字安行北谷592番地の３　ハウスタカハシＥ―202号
債務者　根間　幸彦
1　決定年月日時　平成29年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１７３２号
埼玉県北足立郡伊奈町大字小室4362番地１　ミルクハウス壱番館106
債務者　相澤　孝博
1　決定年月日時　平成29年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係